有料道路の通行料金割引

内 容	対 象 者	割引率
通勤、通学、通院などの日常生活において有料道路をご利用される障害者のかたに対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引措置があります。	本人運転 身体障害者手帳の交付を受け ている人 介護者運転 身体障害者手帳 第1種 寮育手帳 A	約 50%

注:対象自動車の範囲に制限があります。<u>手続きした車以外は使用できません</u>ので、別の車で利用する場合は、使用車の変更手続きが必要となります。

割引有効期限を過ぎた後も継続して割引を受けるためには、更新申請が必要です。更新申請は、割引有効期限の2ヵ月前から割引有効期限の前日まで行うことができます。(同時に登録事項の変更を行うことができます。) 更新申請の際にお持ちいただく書類などは、当初申請の際に必要な書類などと同じです。